

吉川市空家等の適正管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市空家等の適正管理等に関する条例（令和3年吉川市条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、条例で使用する用語の例による。

(管理不全な状態の空家等)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める空家等は、次の各号のいずれかの状態にある空家等とする。

- (1) 老朽化等によりそのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態
- (2) ごみの放置等によりそのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態
- (4) 草木の繁茂等により周辺的生活環境の保全上の支障が生じている状態
- (5) 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態
- (6) 前各号に掲げるもののほか、周辺的生活環境の保全上不適切であると認められる状態

(管理不全な状態の空家等に関する助言又は指導)

第4条 条例第6条第1項の助言は、原則として口頭により行うものとし、同項の指導は、管理不全な状態の空家等に関する指導書（様式第1号）により行うものとする。

(管理不全な状態の空家等に関する命令)

第5条 条例第6条第2項の規定による命令は、管理不全な状態の空家等に関する命令書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、条例第6条第2項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、管理不全な状態の空家等に関する命令に係る事前の通知書（様式第3号）により、弁明の機会を付与しなければならない。

(管理不全な状態の空家等に対する措置の代執行)

第6条 条例第6条第3項の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第7号）により行うものとする。

（軽微な措置）

第7条 条例第7条の規則で定める軽微な措置は、次に掲げる措置とする。

- （1） 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- （2） 開放されている門扉の閉鎖
- （3） 空家等内に放置されている物、ゴミ等の移動
- （4） 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度の軽微な措置として市長が認めるもの

（緊急安全措置）

第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 市長は、条例第8条第3項の規定による費用の徴収をするときは、空家等の所有者等に対し、緊急安全措置費用請求書（様式第9号）により費用の請求を行うものとする。

（立入調査員証）

第9条 条例第9条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



管理不全な状態の空家等に関する指導書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第2条第3号に規定する「管理不全な状態の空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり必要な措置をとるよう同条例第6条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所及び氏名

2 指導に至った理由

3 指導に係る措置の内容

4 措置の期限 年 月 日

5 指導の責任者

6 注意事項

- (1) 上記3の措置をとった場合は、遅滞なく上記5の者まで報告してください。
- (2) 正当な理由なく上記3の措置をとらなかった場合は、条例第6条第2項の規定に基づき、当該措置をとるよう命ずることがあります。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



管理不全な状態の空家等に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、 年 月 日付け 第 号により、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第6条第2項の規定に基づき必要な措置をとるよう命ずることがある旨を事前に通知しましたが、いまだに管理不全な状態が改善されていません。

ついては、下記のとおり必要な措置をとることを命じます。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所及び氏名

2 命令に至った理由

3 命令に係る措置の内容

4 措置の期限 年 月 日

5 命令の責任者

6 注意事項

- (1) 上記3の措置をとった場合は、遅滞なく上記5の者まで報告してください。
- (2) 上記4の期限までに上記3の措置を履行しないときは、行政代執行法の規定に基づき当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、吉川市長に対して審査請求をすること。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提起すること。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



管理不全な状態の空家等に関する命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第2条第3号に規定する「管理不全な状態の空家等」に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、いまだに管理不全な状態が改善されていません。

このまま管理不全な状態が改善されない場合には、同条例第6条第2項の規定に基づき、必要な措置をとるよう命ずることとなります。

ついては、弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合は、下記のとおり弁明書を提出してください。

記

- 1 対象となる空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者等の住所及び氏名

- 2 命令に至った理由

- 3 命令に係る措置の内容

- 4 弁明書の提出先及び提出期限

第 号
年 月 日

様

吉川市長



戒告書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、 年 月 日付け 第 号の「管理不全な状態の空家等に関する命令書」により、下記2の措置をとることを命令したところですが、いまだに当該措置が履行されていません。この命令を下記3に指定する期限までに履行しないときは、下記1の空家等について下記2の措置を代執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収いたします。

また、代執行により当該措置に係る空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 履行期限 年 月 日

(教示)

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、吉川市長に対して審査請求をすること。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提起すること。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



代執行令書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、 年 月 日付け 第 号により下記2の措置をとるよう戒告しましたが、指定した期限までにその義務が履行されていません。

ついては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用については、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行により当該措置に係る空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 代執行の実施時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用（概算見積額）

（教示）

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、吉川市長に対して審査請求をすること。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提起すること。

(表)

行政代執行責任者証		第 号
所 属		写真
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
	年 月 日	
	吉川市長	印
	記	
1	代執行をなすべき事項	
2	代執行をなすべき時期	

(裏)

吉川市空家等の適正管理等に関する条例 (抜粋)	
(管理不全な状態の空家等に対する措置)	
第6条 略	
2 略	
3 市長は、前項の規定による命令を受けた所有者等が相当の期間を経過しても当該命令を履行しないときは、行政代執行法 (昭和23年法律第43号) の定めるところにより代執行することができる。	
行政代執行法 (抜粋)	
(証票の携帯)	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	

第 号
年 月 日

様

吉川市長



代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、当該費用は、同封の納入通知書により、吉川市会計課又は吉川市指定金融機関の窓口でお支払いください。

記

対象となる空家等	所在地： 用途： 所有者等の住所及び氏名：
代執行の内容	
代執行を行った経緯及び理由	
納付金額	金 円
納付内訳	
納付期限	年 月 日
備考	

(教示)

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、吉川市長に対して審査請求をすること。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提起すること。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるための措置を緊急に行う必要があると認められたため、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第8条第1項の規定により下記のとおり緊急安全措置を行いましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所及び氏名

2 措置に至った理由

3 措置の内容

4 措置を行った時期 年 月 日

5 措置に要した費用

様式第9号（第8条関係）
様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



緊急安全措置費用請求書

あなたが所有し、又は管理している空家等について、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第8条第1項の規定に基づく緊急安全措置を 年 月 日に行っただけ、同条第3項の規定により、下記のとおり緊急安全措置に要した費用を請求します。

なお、当該費用は、同封の納入通知書により、吉川市会計課又は吉川市指定金融機関の窓口でお支払ください。

記

対象となる空家等	所在地： 用途： 所有者等の住所及び氏名：
緊急安全措置内容	
緊急安全措置を行った経緯及び理由	
請求金額	金 円
請求内訳	
支払期限	年 月 日
備考	

様式第10号（第9条関係）
様式第10号（第9条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		写真
職 名		
氏 名		
生年月日		
<p>上記の者は、吉川市空家等の適正管理等に関する条例第9条第1項の規定に基づき立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
		年 月 日
吉川市長		印

（裏）

<p>吉川市空家等の適正管理等に関する条例（抜粋）</p> <p>（空家等の立入調査等）</p> <p>第9条 市長は、第6条から前条までの規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の調査又は第7条若しくは前条の措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>注意</p> <p>1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。</p>
